

工事請負契約書

注文者 _____ 様 (以下甲という)

5. 請負代金の支払 前払 契約成立の時に _____

部分払 _____

完成時 _____

請負者 株式会社 荒栄建設興業 (以下乙という)

本日、以下のとおり、甲乙間に於いて工事請負契約を締結する。工事内容、仕様については、

別紙（図面、仕様書、見積仕様書）に拠るものとする。

1. 工事 _____

6. 引渡時期 完成の日から _____ 日以内

2. 工事場所 _____

7. 「建設工事に係る資材の再資源化等の法律第13条第1項」、及び「分別解体省令第4条」で定める事項

3. 工期 着手 令和____年____月____日

工事区分			解体方法及び搬出方法等	
①	本体解体工事 (詳細は別紙解体工事見積書による) 1) 外部建具撤去 2) 内部建具撤去 3) 墓ビクロス等剥離 4) 石膏ボード撤去 5) プラスチック類撤去 6) 施工材撤去 (瓦、セメント、瓦棒、彩色石綿スレート板) 7) 車体撤去 (床面板、2X4、木質アラハフ、鉄筋アラハフ、その他) 8) 基礎撤去		<input type="checkbox"/> 手解体 <input type="checkbox"/> 手・機械併用分別解体 <input type="checkbox"/> 機械分別解体 <input type="checkbox"/> 单品搬出 (搬送中混合を防ぐため)	<input type="checkbox"/> 機械分別解体 <input type="checkbox"/> 手・機械併用分別解体 <input type="checkbox"/> 機械分別解体 <input type="checkbox"/> 手・機械併用分別解体
②	附属工事 (詳細は別紙解体工事見積書による) 1) ベランダ・バルコニー 2) 物干し台撤去 3) 外部屋根付鉄骨階段・廊下・晒り場		<input type="checkbox"/> 手解体 <input type="checkbox"/> 手・機械併用分別解体 <input type="checkbox"/> 機械分別解体 <input type="checkbox"/> 单品搬出	<input type="checkbox"/> 機械分別解体 <input type="checkbox"/> 手・機械併用分別解体 <input type="checkbox"/> 機械分別解体 <input type="checkbox"/> 手・機械併用分別解体

完成 令和____年____月____日

(2) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	発生見込量 [m ³ or t]	再資源化等をするための施設の名称及び所在地
コンクリート		(名稱) (所在地)
コンクリート及び 鉄から成る建設資材		(名稱) (所在地)
アスファルト コンクリート		(名稱) (所在地)
木材		(名稱) (所在地)

4. 請負代金の額 金 _____

内訳 (1) 建設工事に要する費用 _____

(2) 解体工事に要する費用 _____

(3) 収集運搬に要する費用 _____

(4) 再資源化等に要する費用 _____

(5) 諸経費 _____

(6) 消費税 (取引に関する消費税) _____

(注) 請負代金の額は、上記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の費用に(6)の消費税の額を加えた額

第1条 (総則)
甲と乙は互いに協力し、信義を守り誠実に本契約を履行する。

第2条 (請負者)
乙は本工事の図面及び仕様書により頭書の請負代金をもって前記の期間内に工事を完了しなければならない。乙は図面又は仕様書について疑いを生じたとき又は適当でないと認めたときはその部分の着手前に予め甲に申し出、重要なものは甲乙協議して定める。

第3条 (適合しない施工)
図面又は仕様書に適合しない施工について、甲がその改造を請求したときは乙はこれに従わなければならない。この場合改造の費用は乙の負担とする。但し、適合しない施工の事由が甲にあるときは乙はその責を負わない。

第4条 (権利義務の承継・譲渡)
甲又は乙は相手方の書面による承諾を得なければ本契約から生ずる自己の権利義務を第三者に継承させ、又は契約の目的物や工事現場に搬入した検査済の工事材料などを売却し貸与し若しくは抵当権その他担保のために供することができない。

第5条 (現場代理人)
乙は現場代理人をおくときは予め甲に通知する。現場代理人は工事現場における一切の事項を処理しその責を負う。但し工事現場の取り締まり、安全衛生、災害防止又は就業時間など工事現場運営に関する重要な事項については甲と協議する。

第6条 (官庁に対する手続等)
乙は工事の施工につき法令の規定を遵守することはもちろん官公署に対し許認可の申請及び届出を行なう必要があるときは、違漏なくこれを行ない甲に迷惑を及ぼしてはならない。

第7条 (工事の変更中止等)
甲は必要がある場合には工事内容を変更し又は工事着手を延期し若しくは工事を一時中止することができる。この場合において請負代金額又は工期を変更する必要があるときは甲乙協議して定めるものとし、また乙が損害を受けたときは甲はその損害を賠償しなければならずその賠償額は甲乙協議して定める。

第8条 (乙の請求による工期の延長)
乙は工事に支障を及ぼす天候の不良その他乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。その場合その延長日数は甲乙協議して定める。

第9条 (一般的損害)
工事の完成引き渡し迄に工事目的物又は検査済の工事材料その他工事施工について生じた損害は乙の負担とする。但しその損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは甲の負担とする。

第10条 (第三者の損害)
乙は工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときはその賠償の責を負う。但し甲の責に帰すべき事由による場合は甲がその責を負うものとする。

第11条 (不可抗力による損害)
天災その他甲乙のいずれにもその責を帰することができない事由によって工事の出来形部分又は工事現場に搬入した検査済の工事材料について損害を生じたときは乙は事実発生後遅滞なくその状況を通知するものとしその措置については甲乙協議の上決定する。

第12条 (瑕疵の担保)
(1) 乙は工事目的物の瑕疵によって生じた滅失毀損について引渡しの日から一年間担保の責を負う。但しこの期間は石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造及びこれに類する建物その他の工作物若しくは地盤の瑕疵によって生じた滅失毀損については二年間とする。更に乙の故意又は重大な過失によって生じた瑕疵についてはその期間を夫々五年及び十年とする。
(2) 造作装飾家具などについては瑕疵があるときは直ちに乙に補修又は取換えを求めなければ乙はその責を負わない。但しかくれた瑕疵については引渡しの日から一年間担保の責を負う。
(3) 前2項の瑕疵があったときは甲は相当の期間を定めて乙に補修を求めることができる。但し瑕疵が重要でないのに補修に過分の費用を要するときは乙は適当な損害賠償でこれに代えることができる。
(4) 甲は補修に代え又は補修とともに瑕疵に基づく損害の賠償を乙に求めることができる。
(5) 新築工事であり工事目的物の用途が一般住宅の場合（併用住宅の場合、住宅部分についてのみ）前項の規定とは別に財団法人住宅保証機構の「一戸建住宅性能保証約款」に基づき、乙は瑕疵の担保責任を負う。

第13条 (完成・検査・引渡)
乙は工事が完了したときは甲に検査を求める立会のもとに検査を行なう。検査に合格しないときは乙は工期内又は甲の指定する期間内にこれを補修又は改造して改めて甲の検査を受ける。乙は引渡期日迄に仮設物の取扱いその他跡片付けなどの処置を行なわなければならない。完成検査を終えたら乙は、引渡しの期日迄に契約の目的物を引き渡し甲は乙に受領書を渡す。

第14条 (請求・支払・所有)
(1) 工事が工事請負契約書に定める支払い時期に達したときは、甲は乙の請求により請負代金を支払わなければならない。
(2) 甲が乙に支払った金額に相当する工事既成部分は甲の所有となるがその管理は引渡しが完了するまで乙が行なうものとする。
(3) 最終支払が金融機関の融資金でなされるために甲の登記を必要とする場合はこの融資金が金融機関から直接乙に支払われるようとする。

第15条 (請負代金額の変更)
(1) 次の各号の一に当たる場合、甲又は乙は請負代金額の変更を求めることができる。
イ. 工事の追加、変更があったとき。
ロ. 予期することができない急激な物価・賃金等の変動により請負代金額が適当でないと認められたとき。
(2) 請負代金額を変更するときは、工事の減少部分については工事費内訳書により増加部分については時価によって、甲乙協議の上その金額を定める。

第16条 (甲の解除権)
甲は工事中であっても契約を解除することができるものとし、これによって生ずる乙の損害を賠償する。甲は乙が支払停止の状態に陥り、又は破産・和議・会社整理・会社更生手続等の申立を受け、若しくはこれらの申立をしたときは何らの催告なしに一方的に契約を解除することができる。また甲は、(1) 乙が正当な理由がなく着工期日を過ぎても工事に着手しないとき (2) 工程表より著しく工事が遅れ工期内又は期限後相当期間内に乙が完成する見込みがないと認められているとき (3) その他乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるときのいずれかの場合にも契約を解除することができるものとし、乙に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは工事の出来形部分は甲の所有とし甲乙協議の上清算する。

第17条 (乙の中止または解除権)
乙は、(1) 甲が工事内容を著しく減少したため請負代金が3分の2以上減少したとき (2) 甲がこの契約に違反しその違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき (3) 甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかとなつたときのいずれかの場合には契約を解除することができるものとし、甲に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは工事の出来形部分は甲の所有とし甲乙協議の上清算する。

第18条 (紛争の解決)
この契約に基づく権利義務に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所の所轄とする。

第19条 (補則)
この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定める。

以上本契約の証として本書を成し、乙がそれを所持し、甲はその写しを所持する。

令和 年 月 日

住 所

甲 (注文者)

氏 名

住 所

乙 (請負者)

氏 名